株券に係る手数料及びその料率の変遷（１単元の株式の数が1,000株の場合、1,000株につき）

（単位：円）

実施年月	預託手数料					振替手数料																	交付手数料	保管手数料								
						一般振替													同一参加者の区分口座間の振替				取引所取引等									
		5億株超10億株以下	10億株超20億株以下	20億株超30億株以下	30億株超	(1)	5千万株超7千万株以下	7千万株超1億株以下	1億株超3億株以下	3億株超	5億株超15億株以下	15億株超30億株以下	30億株超50億株以下	50億株超70億株以下	70億株超100億株以下	100億株超200億株以下	200億株超	(2)	5千万株超7千万株以下	7千万株超1億株以下	1億株超3億株以下	3億株超			(3)	5億株超15億株以下	15億株超30億株以下	30億株超50億株以下	50億株超70億株以下	70億株超100億株以下	100億株超200億株以下	200億株超300億株以下	300億株超500億株以下	500億株超
H3.10. 9	6					6												3					12	6	0.28								
6. 4. 1																										(3)の料率の75%							
7. 4. 1																											(3)の料率の65%	(3)の料率の55%					
8. 1. 1		2	1																														
8. 4. 1																									0.25				(3)の料率の45%				
9. 4. 1																									0.23								
10. 2.20											(1)の料率の75%	(1)の料率の65%	(1)の料率の55%	(1)の料率の45%																			
10. 4. 1						5												2.5					10		0.16								
11. 4. 1															(1)の料率の35%	(1)の料率の25%									0.14					(3)の料率の35%	(3)の料率の25%		
12. 4. 1																									0.12								
12.10. 1																									0.1								
13. 4. 1																	(1)の料率の15%								0.09						(3)の料率の15%		
13. 6. 1				0.5																													
13.10. 1																									0.08	(3)の料率の70%	(3)の料率の60%	(3)の料率の50%	(3)の料率の40%	(3)の料率の30%	(3)の料率の20%	(3)の料率の10%	
14. 1.25					0.25																												
14. 4. 1																									0.07							(3)の料率の5%	
15. 4. 1	3	1	0.5	0.25	0.125	4.5	(1)の料率の70%		(1)の料率の50%									2.25					9		0.06								
16. 4. 1								(1)の料率の60%		(1)の料率の40%									(2)の料率の70%	(2)の料率の60%	(2)の料率の50%	(2)の料率の40%											(3)の料率の2.5%
16.10. 1	0	0	0	0	0																												
17. 4. 1						1件につき、200円												1件につき、50円					1件につき、100円		0.05								
18. 4. 1						1件につき、180円												1件につき、45円					1件につき、90円										

（注1） 各手数料は、日々の預託・振替（株数基準（旧体系）：日々の株数、件数基準（新体系）：月間件数合計）・交付・保管株数に基づいて算出する。

（注2） 振替手数料については、平成17.4.1より、振替株数を基準とした料率体系（旧体系）から、振替件数を基準とした料率体系（新体系）に変更。平成17年度においては、新体系に係る徴収料率は、上表のとおり（ただし、一般振替及び取引所取引決済振替に係る一定件数以下の部分等は、軽減料率（標準料率の2分の1）を適用。）とし、旧体系（一般振替の(1)は4.5円、同一参加者の区分口座間の振替の(2)は2.25円、取引所取引等は9円）により算出される額と比較して増加又は減少する差額分を、2割加味し算出。

（注3） 平成18年度においては、新体系に係る徴収料率については、上表のとおり（ただし、一般振替及び取引所取引決済振替に係る一定件数以下の部分等は、軽減料率（標準料率の2分の1）を適用。）とし、旧体系（一般振替の（1）は3.5円、同一参加者の区分口座間の振替の（2）は1.75円、取引所取引等は7円）により算出される額と比較して増加又は減少する差額分を、4割加味し算出。